

区長報告第二号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十二年一月十二日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十二年二月二十四日

港区長 武井雅昭

記

平成二十一年三月十九日議決を得た工事請負契約（港区立芝浦小学校・幼稚園改築工事）の契約金額「三十九億六千九百万円」を「四十一億三千百四十二万四千五百円」に変更する。